

令和2年

第1回市議会臨時会 議案第11号

専決処分の報告について

函館市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

令和2年5月7日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第27条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第27条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第34条の見出し中「課税客体および」を削り、同条第2項中「固定資産課税台帳」を「土地または家屋については、登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳」に改め、「区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る」を削り、「第2条第2項の区分所有者」を「第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)」に、「登録されている者」を「登記または登録がされている者」に、「土地又は家屋の所有者」を「所有者」に、「登録され

ている個人」を「登記または登録がされている個人」に、「若しくは」を「もしくは」に、「登録されている法人」を「登記または登録がされている法人」に、「又は所有者」を「または所有者」に、「登録されている法」を「登記されている法」に、「又は家屋を」を「または家屋を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

第34条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「みなしてこれを」を「みなして、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第34条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて仮換地」を「により仮換地」に、「によつて、」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第38条の4第2項および第3項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第38条の5の見出しおよび同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349

条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第54条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第54条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地または家屋の現所有者の住所、氏名または名称、次号に規定する個人との関係および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名または名称および同号に規定する個人との関係）

(2) 土地または家屋の所有者として登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録または登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
第55条第1項中「によつて」を「により、または現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第76条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号または第4号に係る部分に限る。）」に、「法第469条第2項」を「同条第3項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡または消費等について、第78条第1項または第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法第469条第2項に規定

する書類を保存している場合に限り，適用する。

第78条第1項中「第76条第2項」を「第76条第3項」に改める。

第102条第6項中「第34条第6項」を「第34条第7項」に改める。

第118条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで，第22項から第24項まで，第26項，第28項から第31項まで，第33項または第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで，第21項から第23項まで，第25項，第27項から第30項まで，第32項または第33項」に改める。

附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に，「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条の2の2中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第8条の2の3中「または法」を「または」に改める。

附則第8条の3第2項を削り，同条第3項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め，同項を同条第2項とし，同条第4項中「第15条第33項第1号イ」を「第15条第30項第1号イ」に改め，同項を同条第3項とし，同条第5項中「第15条第33項第1号ロ」を「第15条第30項第1号ロ」に改め，同項を同条第4項とし，同条第6項を同条第5項とし，同条第7項中「第15条第33項第1号ニ」を「第15条第30項第1号ハ」に改め，同項を同条第6項とし，同条第8項中「第15条第33項第1号ホ」を「第15条第30項第1号ニ」に改め，同項を同条第7項とし，同条第9項中「第15条第33項第2号イ」を「第15条第30項第2号イ」に改め，同項を同条第8項とし，同条第10項中「第15条第33項第2号ロ」を「第15条第30項第2号ロ」に改め，同項を同条第9項とし，同条第11項中「第15条第33項第3号イ」を「第15条第30項第3号イ」に改め，同項を同条第10項とし，同条第12項中「第15条第33項第3号ロ」を「第15条第30項第3号ロ」に改め，

同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第33項第3号ハ」を「第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「第15条第45項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

附則第8条の5第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第9条の見出しを「（令和元年度または令和2年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成31年度分または平成32年度分」を「令和元年度分または令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地または平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「または法」を「または」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「または法」を「または」に改める。

附則第17条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

附則第18条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

附則第20条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「および法

附則」を「および」に改める。

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市税条例等の一部を改正する条例(令和元年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、函館市税条例第18条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付する。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の函館市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第27条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第27条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第34条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第54条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋および償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 函館市税条例等の一部を改正する条例（平成27年函館市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第12項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第13項の表第4項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第5項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第6条 函館市税条例等の一部を改正する条例（平成29年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 函館市税条例の一部を改正する条例（平成29年函館市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 函館市税条例等の一部を改正する条例（平成30年函館市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1

日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項および第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項および第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 函館市税条例の一部を改正する条例(平成31年函館市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。